定款施行規則第4条に基づく報告の取扱いについて

金先協平4第98号

平 4 . 7 . 20

平6.7.5一部改正

平8.1.19一部改正

平10. 6. 22一部改正

平12. 6. 22一部改正

平12. 11. 30一部改正

平16. 3. 29一部改正

平17. 6. 27一部改正

平19. 9. 27一部改正

平24. 3. 14一部改正

2019. 4. 1一部改正

2019. 9. 26一部改正

当協会の定款の施行に関する規則(以下「定款施行規則」といいます。)の一部改正にともない、同規則第4条に基づく当協会に対する報告の取扱いについて、別紙のとおり取りまとめましたので、今後、これによりご報告くださいますようご連絡申しあげます。

定款施行規則第4条に基づく報告の取扱いについて

定款施行規則第4条の報告事項	報告書の提出方法
(1) 金融商品取引所(これに相当する外	(1) 別紙様式1の報告書を提出すること。
国の取引所を含む。以下同じ。)又は 商品取引所(これに相当する外国の取 引所を含む。以下同じ。) へ加入し、 又は脱退したとき	
(2) 金融商品取引法(以下「法」という。) 第 29 条の 4 各号のいずれかに該当す ることとなったとき	(2) 別紙様式2の報告書に、法第50条の 規定により金融庁長官(財務(支)局管轄 の場合は、財務(支)局長。以下同じ。) に提出した届出書(添付書類を含む。)の 写を添付して提出すること。
(3) 法第39条第5項に規定する事故の 確認申請書を提出したとき又はその 確認を受けたとき	(3) 別紙様式2の報告書に、法第39条第5項の規定により金融庁長官に提出した申請書(添付書類を含む。)の写又は確認通知書の写を添付して提出すること。
(4) 業務の種別の変更をしたとき	(4) 別紙様式2の報告書に、当該変更に係る届出書(添付書類を含む。) の写を添付して提出すること。
(5) 商号又は名称を変更したとき	(5) 別紙様式2の報告書に、法第31条又は第33条の6の規定により金融庁長官に提出した届出書の写を添付して提出すること。
(6) 法第 46条の3第1項、第 47条の 2又は第 48条の2第1項に規定する 事業報告書(以下「事業報告書」とい う。) を作成したとき	(6) 別紙様式2の報告書に、法第46条の3、第47条の2又は第48条の2の規定により金融庁長官に提出した事業報告書(報告書に添付した有価証券報告書又は業務報告書等を含む。)の写を添付して提出すること。
(7) 法第46条の3第2項又は第48条	(7) 別紙様式2の報告書に、法第 46 条の

の2第2項に規定する業務又は財産 の状況に関する報告書を作成したとき

- (8) 法第46条の3第3項又は第48条 の2第3項の規定により事業報告書 の公告を命ぜられたとき
- 出をしたとき
- (10) 法第50条各号のいずれかに該当 することとなったとき
- (11) 法第50条の2第1項各号のいずれ (11) 別紙様式2の報告書に、法第50条の かに該当することとなったとき
- (12) 法の規定により質問、検査、領置、 臨検、捜索又は差押えを受けたとき
- 第52条の2、第53条又は第54条の 規定により業務の改善命令若しくは 業務の停止命令を受け、又は登録を取 り消されたとき
- (14) 金融商品取引業 (デリバティブ取 引に係るものに限る。) 若しくは商品 市場における取引(外国市場で行われ るこれと類似の取引を含む。) に関し、 法令(外国の法令を含む。)により処 分若しくは処罰を受け、又は金融商品 取引所若しくは本協会に相当する外 国の団体若しくは他の金融商品取引

3又は第48条の2の規定により金融庁長 官に提出した業務又は財産の状況に関す る報告書の写を添付して提出すること。

- (8) 報告書(様式適宜)に、金融庁長官か らの命令書の写を添付して提出すること。
- (9) 法第46条の6第1項に規定する届 (9) 別紙様式2の報告書に、法第46条の 6の規定により金融庁長官に提出した届 出書の写を添付して提出すること。
 - (10) 別紙様式2の報告書に、法第50条の 規定により金融庁長官に提出した届出書 の写を添付して提出すること。
 - 2の規定により金融庁長官に提出した届 出書(届出書に添付した取引を結了する方 法を記載した書面を含む。) の写を添付し て提出すること。
 - (12) 別紙様式3の報告書を提出すること。
- (13) 法第51条、第51条の2、第52条、 (13) 当該命令(又は処分)を受けた年月日 及び命令(又は処分)の内容を記載した報 告書(様式適宜)を提出すること。
 - |(14)||当該処分(処罰)をした者、処分の年 月日、処分の内容及び理由を記載した報 告書(様式適宜)を提出すること。

業協会(これに相当する外国の団体を 含む。) 若しくは商品取引所若しくは 商品先物取引協会(これに相当する外 国の団体を含む。) の処分を受けたと

(15) 使用しているシステム、機器等に 障害が発生したことを認識したとき

を認識したとき

- (17) 商品(取引)を新たに開始又は中 止したとき
- (18) その他本協会が必要と認めたと き

- |(15) 当該障害が発生した日時、原因、被害 状況、対処状況等を記載した報告書(様式 適宜)を提出すること。なお、当該障害に ついて金融庁長官に報告書を提出したと きは、別紙様式2の報告書に金融庁長官に 提出した報告書の写を添付して提出する こと。
- (16) 顧客の個人情報が漏えいしたこと (16) 当該漏えい事案が発生した年月日、原 因、被害状況、再発防止策等を記載した報 告書(様式適宜)を提出すること。なお、 当該事案について金融庁長官に報告書を 提出したときは、別紙様式2の報告書に金 融庁長官に提出した報告書の写を添付し て提出すること。
 - (17) 別紙様式4の報告書に、該当事項を記 載して提出すること。
 - (18) 別途本協会が指定するところによる こと。

一般社団法人 金融先物取引業協会 殿

会員番号			
会 員 名			
担当部長名			印

定款施行規則第4条に基づく報告について

このたび、下記のとおり加入(脱退、会員種類の変更)をしましたので、報告します。

記

- 1. 取引所の名称
- 2. 所在地
- 3. 会員種類

(変更の場合には、変更前と変更後を記載すること)

4. 加入(脱退、会員種類の変更)の年月日

以 上

- (注) 株式会社組織である取引所の係る報告については、上記の「加入」、「脱退」 及び「会員種類の変更」は、それぞれ以下のように読み替える。
 - ・加入: 取引資格を全く有していないものが、取引資格を取得すること。
 - ・脱退:取引資格をすべて喪失すること。
 - ・会員種類の変更:非清算参加者が清算参加者となること又は清算参加者が非清 算参加者となること。

一般社団法人 金融先物取引業協会 殿			年	月		日
会	番号人人人会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会					印
定款施行規則第4条に基づく報告に	こついて					
このたび、別添(写)のとおり 金融庁長官 (財務(支)局長)に [金融庁長官 (財務(支)局長)から(認可定款施行規則第4条の規定により、報告します。	· -				•	
			以		上	
(注) 1. 該当する事項(□の部分)にレ印をつ2. []には、「変更に係る記載し、添付書類と合わせて(写)を携	届出書」	「事業		書」	等と	

一般社団法人 金融先物取引業協会 殿

会員番号			
会 員 名			
担当部長名			印

定款施行規則第4条に基づく報告について

このたび、下記のとおり金融商品取引法による検査等を受けましたので、定款施行規則第4条の規定により、報告します。

記

検査等の区分 (いずれかに○)	1. 通常の検査	2. 犯則事件の調査
検査等 の概要		

以 上

(別紙様式3の報告上の注意)

1. 報告書の提出時期

- ① 通常の検査の場合は、検査結果の示達受領後(回答書の提出を要する場合には、当該回答書提出後)遅滞なく提出すること。
- ② 犯則事件の調査の場合は、当該調査の開始後遅滞なく報告すること。 (じ後の経過報告については、別途本協会から連絡するところによること。)

2. 「検査等の概要」欄の記載方法

- ① 通常の検査の場合は、検査基準日及び検査結果の示達の概要(改善を 指摘された事項を含む。)を簡記する。
 - なお、示達に対し回答書を提出した場合には、当該回答書(写)を添 付する。
- ② 犯則事件の調査の場合は、調査の開始日及び調査の概要等を簡記する。 (じ後の経過報告については、別途本協会から連絡するところによること。)

一般社団法人	金融先物取引業協会

 会員番号
 □
 □

 会員
 名

 担当部長名
 印

定款施行規則第4条に基づく報告について

このたび、下記のとおり商品・取引を (開始 ・ 中止) いたしましたので、報告します。

記

- 1. □ 店頭取引 媒介・取次ぎ・代理の別
 - □ 市場取引 取引所名および委託・媒介の別
- 2. 取引種類·種類番号
- 3. 開始することとなった又は中止することとなった該当年月日
- (注)()内の開始、中止のいずれかを○で囲んでください。
 - 1. の□のいずれかにチェックを入れてください。

定款施行規則第4条 16 (17) の報告に関しては、2. の詳細な内容は必要ありません。取引種類のみ記載ください。(なお、通貨ペアの追加等の報告は必要ありません。)